平成28年度高知県更生保護施設整備事業費補助金交付要綱

　（趣　旨）

第１条　この要綱は、高知県補助金等交付規則（昭和43年高知県規則第７号。以下「規則」という｡ ）第24条の規定に基づき、平成28年度高知県更生保護施設整備事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

　（補助目的及び補助対象事業）

第２条　県は、県内唯一の更生保護施設として、地域福祉の向上に多大な役割を果たしている高坂寮の施設老朽化に伴う改築を行うため、更生保護法人高坂寮（以下「補助事業者」という。）が行う施設老朽化対策事業に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付する。

　（補助対象経費、補助額）

第３条　補助対象経費は、前条に規定する事業（以下「補助事業」という。）に要する経費とし、定額を交付する。

　（補助金の交付の申請）

第４条 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、別記第１号様式による補助金交付申請書を知事に提出しなければならない。

２　補助事業者は、前項の補助金交付申請書の提出に当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除することができる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25 年法律第226 号）に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合は、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかでない場合は、この限りでない。

　（補助金の交付の決定）

第５条　知事は、前条の規定による補助金交付申請書を受理したときは、その内容を審査し、補助金を交付すべきと認めたときは、速やかに補助金の交付を決定し、当該市町村に通知するものとする。

　（補助の条件）

第６条　補助金の交付の目的を達成するため、補助事業者は、補助事業を行うに当たっては、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(１)　補助事業の内容等を変更しようとする場合は、事前に別記第２号様式による補助事業変更承認申請書を提出して知事の承認を受けなければならないこと。ただし、軽微な変更（補助金交付決定額の20パーセントを超えない減額変更をしようとする場合の変更をいう。）は、この限りでない。

(２)　補助事業を中止し、又は廃止する場合は、事前に別記第３号様式による事業の中止（廃止）申請書を提出し、知事の承認を受けなければならないこと。

(３)　補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに知事に報告して、その指示を受けなければならないこと。

(４)　補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出について証拠書類を整備し、補助事業の完了する日の属する年度の終了後５年間保管しておかなければならないこと。

(５)　補助事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が50万円以上の機械及び器具については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に規定する耐用年数を経過するまで、知事の承認を受けないで、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し、又は廃棄してはならないこと。

(６)　前号の規定により、知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合は、その収入の全部又は一部を県に納付させることがあること。

(７)　補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならないこと。

(８)　補助事業の執行に際しては、県が行う契約手続の取扱いに準じて行わなければならないこと。

(９)　補助事業の実施において物品を調達する場合は、県が定める「高知県グリーン購入基本方針」に基づき環境物品等の調達に努めるものとすること。

(10)　補助事業の実施に当たっては、別表に掲げるいずれかに該当すると認められるものを契約の相手方としないこと等暴力団等の排除に係る県の取扱いに準じて行わなければならないこと。

(11)　前各号に掲げるもののほか、補助事業の遂行上必要があると認めて知事が指示した事項

（状況報告及び調査）

第７条　知事は、必要があると認めるときは、補助事業者に対し、補助事業の遂行の状況について報告を求め、又は必要な調査を行うことができる。

　（実績報告等）

第８条　規則第11条第１項の規定による事業実績報告書は、別記第４号様式とし、補助事業完了後１か月以内又は３月31日までのいずれか早い日までに提出するものとする。

２　補助事業者は、第４条第２項ただし書の規定により補助金の交付を申請した場合において、前項の実績報告書の提出に当たって当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかになったときは、これを補助金から減額して報告しなければならない。

３　補助事業者は、第４条第２項ただし書の規定により補助金の交付を申請した場合において、第１項の規定により実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入控除税額等が確定したときは、その金額を別記第５号様式による消費税仕入控除税額等報告書により速やかに知事に報告するとともに、当該金額を知事に返還しなければならない。

　（補助金の額の確定）

第９条　知事は、前条第１項の規定による報告を受けた場合は、当該報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかを検査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定するものとする。

　（補助金の交付）

第10条　補助金は、前条の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に交付するものとする。

（補助金の交付の決定の取消し及び返還）

第11条　知事は、補助事業が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて当該補助金を返還させることができる。

(１)　補助事業が完成しないとき又は補助事業の実施が不適当であると認められるとき。

(２)　支出額が予算額に比べて著しく減少したとき。

(３)　補助事業の契約の相手方が、別表に掲げるいずれかに該当すると認めたとき。

(４)　前各号に掲げるもののほか、補助事業者がこの要綱の規定に違反したとき。

（繰越承認の申請）

第12条　補助事業者は、補助事業が年度内に完了し難いと認められ、補助事業を繰り越す必要がある場合は、別記第６号様式による繰越承認申請書を提出し、知事の承認を受けなければならない。

２　補助事業者は、第１項の規定により知事の承認を受けた場合は、別記第７号様式による年度終了実績報告書を翌年度の４月10日までに知事に提出しなければならない。

（情報の開示）

第13条　補助事業又は補助金の交付申請を行う補助事業者に関して、高知県情報公開条例（平成２年高知県条例第１号）に基づく開示請求があった場合は、同条例第６条第１項の規定による非開示項目以外の項目は、原則として開示するものとする。

（委任）

第14条　この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附則

１　この要綱は、平成28年４月１日から施行する。

２　この要綱は、平成30年５月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第６条第１項第４号から第７号まで、第７条、第８条第３項、第11条及び第13条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。

附則

１　この要綱は、平成29年3月17日から施行する。

別表（第６条、第11条関係）

１　暴力団（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号。以下「暴排条例」という。）第２条第１号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（同条第３号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であるとき。

２　暴排条例第18条又は第19条の規定に違反した事実があるとき。

３　その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有する者と認められる者を含み、法人以外の団体にあっては、代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。以下同じ。）が暴力団員等であるとき。

４　暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。

５　暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。

６　暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。

７　いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。

８　業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であると知りながら、これを利用したとき。

９　その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。

10　その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

第１号様式（第４条関係）

平成　　年　　月　　日

高知県知事　 様

申請者　住所

氏名 ㊞

補　助　金　交　付　申　請　書

　平成28年度高知県更生保護施設整備事業費補助金交付要綱第４条第１項の規定により、下記のとおり補助金の交付を関係書類を添えて申請します。

記

１　補助金交付申請額　 円

２　補助事業の目的及び内容

３　添付書類

（１）　申請額算出内訳書（別紙１－１）

（２）　事業計画書（別紙１－２）

（３）　補助事業に係る歳入歳出予算書抄本

（単位：円）

申　請　額　算　出　内　訳　書

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 総事業費  A | 収入額  B | 差引額  　（A－B）　C | 補助基準額  D | 県補助金所要額  CとDを比較して少ない方の額  （1,000円未満の端数切捨）  　　　　　　　　　　　　E | 備考 |
|  |  |  |  |  |  |

（注）　補助基準額は1,300万円とします。

事　業　計　画　書

１　施設の所在地

２　設置主体及び経営主体

３　利用定員 人

４　施設の規模及び構造

1. 施設面積 ㎡
2. 敷地の所有関係
3. 建物の面積　　建築面積 ㎡　　延面積　 ㎡
4. 建物の構造　（ 造）

５　整備費内訳

1. 工事費
2. その他

計

６　財源内訳

1. 自己資金
2. 県補助金
3. その他の補助金及び助成金等

計

７　施工計画

1. 直営、請負の別
2. 契約予定年月日
3. 着工予定年月日
4. 完成予定年月日
5. 事業開始予定年月日

８　その他参考事項

９　添付資料

1. 実施設計書の写し
2. 建物平面図及び立面図

第２号様式（第６条関係）

平成　　年　　月　　日

高知県知事 様

申請者　住所

氏名 ㊞

変　更　承　認　申　請　書

平成　　年　　月　　日付け高知県指令　　第　　　号で補助金交付決定を受けました、この事業の内容等を変更したいので、平成28年度高知県更生保護施設整備事業費補助金交付要綱第６条第１号の規定により、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

１　補助金交付決定額 円

２　補助金変更交付申請額 円

３　変更事項

４　添付書類

（１）申請額算出変更内訳書（別紙２－１）

（２）補助事業に係る歳入歳出予算書抄本

申　請　額　算　出　変　更　内　訳　書

（単位：円）

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 総事業費  A | 収入額  B | 差引額  （A－B）　C | 補助基準額  D | 県補助金所要額  CとDを比較して少ない方の額  （1,000円未満の端数切捨）  　　　　　　　　　　　　E | 既交付決定額  F | 差引今回  変更申請額  G | 備考 |
|  |  |  |  |  |  |  |  |

（注）　補助基準額は1,300万円とします。

第３号様式（第６条関係）

第　　　　　　号

平成　　年　　月　　日

　　高知県知事 様

申請者　住所

氏名 ㊞

補助事業中止（廃止）承認申請書

　平成　　 年 　　月 　　日付け　　　　第　　　　号で補助金の交付の決定（変更決定）を受けました平成28年度高知県更生保護施設整備事業について、下記のとおり中止（廃止）したいので、平成28年度高知県更生保護施設整備事業費補助金交付要綱第６条第２号の規定により、申請します。

記

１　中止（廃止）の理由

２　中止の期間（廃止の時期）

第４号様式（第８条関係）

平成　　年　　月　　日

高知県知事　 様

住所

氏名 ㊞

事　業　実　績　報　告　書

　平成　　年　　月　　日付け高知県指令　　第　　　号で交付決定通知のあった平成28年度高知県更生保護施設整備事業が完了したので、同補助金交付要綱第８条第1項の規定により、下記のとおり関係書類を添えて報告します。

記

１　補助金交付決定額 円

２　補助金精算額 円

３　添付資料

1. 補助金精算額内訳書（別紙４－１）
2. 事業成績書（別紙４－２）
3. 補助事業に係る歳入歳出決算（見込み）書抄本

補　助　金　精　算　額　内　訳　書

（単位：円）

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 総事業費  A | 収入額  B | 差引額  （A－B）　C | 補助基準額  D | 県補助金所要額  CとDを比較して少ない方の額  （1,000円未満の端数切捨）  　　　　　　　　　　　　E | 県補助金  交付決定額  G |
|  |  |  |  |  |  |

（注）　補助基準額は1,300万円とします。

事　業　成　績　書

１　施設の所在地

２　設置主体及び経営主体

３　利用定員　 人

４　施設の規模及び構造

1. 建物の面積　　建築面積 ㎡　　延面積 ㎡
2. 建物の構造　（ 造）

５　支出済事業費総額

1. 工事費
2. その他

計

６　施工期間

1. 契約年月日
2. 着工年月日
3. 完成年月日
4. 事業開始年月日

７　その他参考事項

８　添付書類

1. 請負の場合は、工事請負契約書の写し  
   直営の場合は、支払い領収書の写し
2. 工事完了を確認するに足る検査済証の写し
3. 建物平面図及び立面図（申請書添付のものと同じ場合は省略）
4. 建物内外の主要部分の写真

第５号様式（第８条関係）

第　　　　　　号

平成　　年　　月　　日

　　高知県知事 様

住所

氏名 ㊞

平成28年度高知県更生保護施設整備事業費補助金に係る

消費税仕入控除税額等報告書

平成　年　月　日付け　　第　　号で交付の決定（変更決定）を受けました補助金について、平成28年度高知県更生保護施設整備事業費補助金交付要綱第８条第３項の規定により、下記のとおり報告します。

記

　内容

|  |  |
| --- | --- |
| 補助金の確定額（補助金交付決定額） | 円 |
| 実績報告時により減額した消費税仕入控除税額等 | (a)  円 |
| 消費税の申告により確定した消費税仕入控除税額等 | (b)  円 |
| 補助金返還相当額 | (b)－(a)  円 |

（注）　事業主体別の内訳資料、国税還付金振込通知書（写し）その他参考となる資料を添えてください。

第6号様式（第12条関係）

第　　　　　　号

平成　　年　　月　　日

　　高知県知事 様

申請者　住所

　　　　氏名　　　　　　　　　　㊞

平成28年度高知県更生保護施設整備事業費補助金繰越承認申請書

平成　年　月　日付け　　第　　号で交付の決定（変更決定）を受けました補助金について、下記理由により事業の繰越を承認されたく、平成28年度高知県更生保護施設整備事業費補助金交付要綱第12条第１項の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

１　事業の繰越を必要とする金額　　　　　　　　　　　 円

２　補　　　助　　　金　　　額 円

３　繰 越 事 業 完了予定年月日　　 平成　　年　　月　　日

４　添付書類

（１）平成28年度事業繰越計画書　（別紙６－１）

（２）繰　越　収　支　予　算　書 （別紙６－２）

（３）繰　　　越　　　理　　　由 （任意様式）

（４）（１）から（３）までに掲げるもののほか、関係資料

別紙６－１

繰越計画書

申請者名：

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 区　　 　分 | | 内　　　訳 | | |
| 施工箇所 | | 郡　　　　　　町  村　　　　　大字　　　　　字  　　　　　　　市 | | |
| 建物面積 | |  | | |
| 施設整備の実施主体 | |  | | |
| 事業実施期間 | | 平成　　年　　月　　日　から　平成　　年　　月　　日　まで | | |
|  | | 全　体 | 年 度 内 | 繰　越 |
| 事業費 | | 円 | 円 | 円 |
| 工　事　費 | 本　工　事　費 |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
| 計 | |  |  |  |

別紙６－２

繰越収支予算書

申請者名：

１　収入の部 　単位：円

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 区　　分 | 予　算　額 | 年　度　内 | 繰　　越 |
| 県補助金 |  |  |  |
| 自主財源 |  |  |  |
| そ の 他 |  |  |  |
| 合　　計 |  |  |  |

２　支出の部　　 単位：円

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 区　　　分  （節別区分） | | 予　算　額 | 年　度　内 | 繰　　越 | 積 算 根 拠 |
| 補助対象経費 |  |  |  |  |  |
| 補助対象外経費 |  |  |  |  |  |
| 合　　計 | |  |  |  |  |

第７号様式（第12条関係）

第　　　　　　　　　号

平成　　年　　月　　日

高知県知事 様

住所

氏名 　　　　　　　　　　㊞

平成　　年度終了実績報告書

　平成　　 年 　　月 　　日付け　　　第　　号で補助金の交付の決定（又は変更決定）を受けました平成28年度高知県更生保護施設整備事業費補助金について、平成　　年度終了時実績を、平成28年度高知県更生保護施設整備事業費補助金交付要綱第12条第２項の規定により報告します。

記

１　補助事業の内容

２　補助事業の実績（平成　　年度）

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 交付の決定の内容 | | | 事業実施期間 | | 年度内遂行実績  （事業進捗状況） |
| 全体  事業費 | 補助対象経費 | 補助金  交付  決定額 | 事業着手  年月日 | 完成予定  年月日 |
| 円 | 円 | 円 |  |  |  |

３　添付書類（見積書の写し、工事の概要を確認することができる図面等）